

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免適用判定フローチャート

新型コロナウイルス感染症より、主たる生計維持者が死亡し、または1か月以上の治療を有するなど重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

主たる生計維持者が会社の倒産や雇い止めなど非自発的理由で失業し、雇用保険の特定受給資格者もしくは特定理由離職者として失業給付を受ける。

はい

いいえ

非自発的失業者に係る保険料軽減制度の対象となることがあります。

非自発的失業による給与収入の減少に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年中の事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかが令和3年中の収入と比較して10分の3以上減少する見込みである。

はい

いいえ

減免の対象となりません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年中の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが令和3年中の収入と比較して10分の3以上減少する見込みである。

はい

いいえ

減免の対象となりません。

主たる生計維持者の令和3年中の所得の合計金額が1,000万円以下である。

はい

いいえ

減免の対象となりません。

主たる生計維持者の令和3年中の「事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のなかで減少率が10分の3に満たない収入に係る所得」と「事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入以外の所得（雑所得、配当所得、長期譲渡所得等）の合計額が400万円以下である。

はい

いいえ

減免の対象となりません。

減免の適用を受けられる可能性があります。
申請方法等を確認の上、保険年金課に申請してください。